**令和４年度 放射性物質の農産物等への影響調査計画（１～３月）**

　　埼玉県では、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える食品が流通することのないよう、国のガイドライン「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和４年３月３０日付け一部改正）に基づき、県産農産物等への放射性物質の影響について調査を行っています。

令和５年１～３月の調査計画のポイントは次のとおりです。

　①　収穫時期を迎える葉菜類（ハクサイ）について、調査を行います。

　②　採取時期を迎えるきのこ（原木シイタケ）・山菜類について、調査を行います。

